

## 公立大学法人大分県立看護科学大学臨床教授等の称号の付与に関する規程

平成28年 4月 1日

規程第 111 号

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）における臨床教育に協力する学外の医療機関等（以下「協力医療機関等」という。）の優れた医療人に対する称号の付与等に関し必要な事項を定め、もって臨床教育指導体制等の充実に資することを目的とする。

### (称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨床教授、臨床准教授、臨床講師（以下「臨床教授等」という。）とする。

### (称号付与の対象者)

第3条 臨床教授等の称号は、協力医療機関等に所属し、本学の臨床教育等に携わる医療人に付与する。

### (選考手続)

第4条 臨床教授等の選考は、教育研究審議会の議を経て、理事長が行う。

### (選考基準)

第5条 臨床教授等は、協力医療機関等における豊富な経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する者で、次の各号に該当する者又はそれと同等の経験を有すると認められる者とする。

- 一 臨床教授 原則として教育、研究、実務等の経験を20年以上有する者
- 二 臨床准教授 原則として教育、研究、実務等の経験を15年以上有する者
- 三 臨床講師 原則として教育、研究、実務等の経験を10年以上有する者

### (職務)

第6条 臨床教授等は、所属する協力医療機関等において、臨床実習指導等必要な職務を行うものとする。

2 臨床実習指導等は、本学と協力医療機関等との間で作成された臨床実習カリキュラムに従い行うものとする。

(称号を付与する期間)

第7条 臨床教授等の称号を付与する期間は、臨床実習の指導に協力する期間で、当該年度内とする。ただし、更新を妨げない。

(給与)

第8条 臨床教授等には、給与等は支給しない。

(通知)

第9条 臨床教授等の称号の付与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の称号の付与に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙様式

( 所 属 )

( 氏 名 )

公立大学法人大分県立看護科学大学臨床〇〇の称号を付与する  
期間は平成 年 月 日までとする

平成 年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長